

京都さつき法律事務所報 第35号 2020(令和2)年9月25日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

秋のごあいさつを申し上げます

2020年秋

京都さつき法律事務所一同



お誘い～京都弁護士会主催・憲法と人権の集い シンポジウム インターネット上の表現の自由(仮題)

弁護士 山下信子

来る12月12日土曜日の午後、京都弁護士会主催のシンポジウム「憲法と人権の集い」が開催されます。この集いは、『基本的人権の擁護』（ずばり、弁護士法1条に書いてある弁護士の使命です）と、その指針である『憲法』という、ふたつのキーワードを冠した、京都弁護士会の年間行事中一番大きな催しです。今年は50回記念の節目の年でもあり、作家の平野啓一郎さんに、「表現の自由」とくに「インターネット上の表現の自由」について縦横に語っていただく予定です。

で、なんと私は、この催しの実行委員長を引き受けてしまいました。といっても、若い優秀な弁護士たちが企画の中心を担ってくださるので、委員長の

役割は「閉会の挨拶」だけなのです（笑）。なので、「私なんか委員長を引き受けて大丈夫だろうか」と相談したときの本條弁護士の反応は、「新しいスー



回顧シリーズ 子育てのとき（3歳の娘と）

ツを買いに行きましようね」とあっさりしたものでした。でも、「表現の自由」については特にこの春以降、私なりに思いがあるので頑張ってみようと思っています。

2001年の9.11（アメリカ同時多発テロ事件）以降、自由を手放してでも、テロの不安から身の安全を確保したいという「空気」が「監視社会化」を進めました。また2011年の3.11（東日本大震災）以降、「不幸な人がいるのに不謹慎だ」というネット上の批判を受けて表現行為が制限され、「同調圧力」が世間を覆いました。企業は、「安心安全」「コンプライアンス」を標榜し、クレーマーに過剰反応して、（きちんと反論すべき場面でも、堂々としていたらいい場面でも）「自主規制」する

ことが企業防衛だとする対応を重ねてきました。

さらにCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の大流行は、このような流れに火を付けました。音楽や演劇が標的になり、営みを続けるお墨付きとして行政の行動マニュアルの順守が求められ、4月7日には自由と立憲主義とは対極の「緊急事態宣言」が発令されてしまいました。これは安保法制の「武力攻撃事態」対処のためのスキーム（仕組み）と酷似していると言えイメージしやすいかもしれません。

最近、少数ながら、不安を煽るマスコミ報道に疑問を抱き、過度の自粛がもたらす弊害や緊急事態宣言が及ぼした影響を、政治・経済の分野だけでなく社会心理学的にも分析する試みが始まっています。他方、「今回

の緊急事態宣言では生ぬるいから特別措置法を改正すべき」という意見も出てきています。

一旦手放した自由を引き戻すことは難しいです。忌野清志郎は「地震のあとには戦争が来る」と言っていたそうです。「気づかないうちに人に感染させてはいけない」という優しい心や、「政府任せにできないことがよくわかったから自分でできることはなんでもやらなくちゃ」という善意が、自由を手放す大波に呑み込まれてしまいませんかと祈る思いです。

何だか悲観的な話をしましたが、12月12日は楽しくやります。インターネット上でも配信できるよう準備中ですので、ぜひ見ていただけたらと思います。

夏の小さなたのしみ

弁護士 本條裕子

正式名称がわからないのでとても説明がしにくいのですが、「本屋さんに毎年夏に置いてある、文庫本をたくさん紹介する各出版社の小さな無料の冊子」と言って何のことかわかりますか？

カドフェス、ナツイチ、新潮文庫の100冊、と言ったタイトルが付いていて、各出版社がその夏オススメする文庫本の紹介がたくさん掲載されている冊子です。ここまで読んで、「あ～あれね」と思い

当たる方もいれば、「なにそれ？」という方もいらっしゃるかもしれません。

実は、私、この冊子が好きで、毎年夏に各社の冊子をもって読んでいます。いかにわかりやすく、おもしろそうに内容を伝えるか工夫された短い文章たちがたくさん並んでおり、とても読み応えがあります。紹介文だけでなく、本の分類の仕方、絵柄や構成もとても考えて作られていて、この本いいなあ、こっちの本もおもしろそうだなあと

思いながら読んでいます。たとえるなら、ショーケースに並んだ色とりどりのアイスクリームを、どの味にしようか選んでいるときのような、ちょっとしたわくわく感、みたいな気持ちにさせてくれるのです。この冊子をきっかけに購入した文庫本もたくさんあります。

最近は本も電子書籍化したり、本屋さん自体も減ってしまっているようなのですが、この冊子はできれば無くならないでほしいなあと思う、私の夏の小さな楽しみなのです。



福知山水害訴訟一部勝訴のご報告

弁護士 本條裕子

以前さつきニュースVol.27で京都府福知山市に対して提訴した旨のご報告をしましたが、あれから4年8ヵ月経ち、本年6月17日、ようやく京都地裁で一部勝訴の判決を得ることができました。

本件は、福知山市が造成した住宅地が平成25年9月の台風18号で床上浸水等の被害に遭ったことを巡り、住宅地の購入者の方々が市に対し、損害賠償を求める裁判を起こしたものです。自治体が開発した住宅地の浸水リスクについて、その説明責任・情報提供の義務を問う、全国で初めての訴訟で、私も住民の方々の弁護団に所属しています。

福知山市を流れる由良川は、古くから氾濫を起こしやすく近隣住民は度々水害に見舞われてきました。今回問題となっている造成地もそうした地域にあります。原告の方々の中には、訴

訟中の平成29年10月にも再度浸水被害に遭われた方もおられます。我々弁護団は、この造成地が過去に何度も水害に見舞われてきた事実や、将来そこに居住した場合の水害に遭う危険性等について、市が購入希望者に対して説明・情報提供を行わずに販売したことを問題としてきました。

京都地裁は「本件各土地の売主である被告（※福知山市）には、本件各土地の売買契約に付随する信義則上の義務として、買主原告らに対して本件各土地を売却する際に……被告において把握していた本件各土地に関する近時の浸水被害状況や今後浸水被害が発生する可能性に関する情報について開示し、説明すべき義務を負っていた」と判断し、福知山市から土地を購入した原告に対して、損害賠償を認めました。

一方、京都地裁は、造成地を市からでなく、換地処分により造成地の所有者となった方や事業者を仲介して購入した原告に対しては、法律上情報提供の義務はなかったとして損害賠償を認めませんでした。しかし、弁護団としては、福知山市が造成し、人が住めるようにして



宅地として流通に置いておきながら責任を免れるのはおかしい、誰から購入したかによって判断が異なるのは不均衡であると考えています。

自宅は単なる建物ではなく、家庭生活を営み、家族を育む大切な場所だと思います。また、通常はローンを組み購入しているため一度購入してしまった自宅からは簡単には転居できません。そのため、購入に当たって、安全性に関する重要な事実を知らされないこと、知る機会を与えられないことは非常に問題であると思います。この判決に対して、福知山市は控訴しており、また弁護団としても認められなかった損害部分について控訴をしております。大阪高裁の審理はこれから始まりますので、市の責任が認められるよう引き続き努力していきたいと思っております。



菅佐知子事務員の



「ボヘミアン・ラブソディ」

「なんじゃ、こりゃ!!」

初めて耳にする歌に、太陽にほえろ!のあのジーパン刑事よろしく、その言葉が口から漏れました。その歌は、かの有名な「ボヘミアン・ラブソディ」という曲です。当時JPOPしか聴いていない自分にとって、それはそれは衝撃的なものでした。

ラジオの英会話番組で、洋楽を1曲取り上げるコーナーがあり、そのコーナーで流れたのが、その曲でした。美しいピアノの伴奏、そして優しく力強く美しいフレディの歌声、そんな歌声とは対照的な歌詞、そしてあの驚くべき転調。英語の勉強そっちのけで、すぐに心を奪われ、彼らのベストアルバムをレンタルし、カセットテープへダビングし、文字通り、すり切れるまで聞きました。彼らの音楽は、歌詞も音も何もかもがドラマチックで、夢中にならずにはいられませんでした。

そんな思い入れがある「ボヘミアン・ラブソディ」。楽しみにしていましたが、その期待を遙かに越えて最高の映画でした。

あの時の気持ちがよみがえり、劇中高揚しっぱなしでした。



またいかにして数々の名曲たちが

生まれたか、世界的に成功するバンドへの成長過程、フレディの周囲の人間関係、彼のセクシャリティの苦悩を描いており、彼の「人間くささ」を何故だか身近に感じました。

フレディの気持ちの高まりと不安な思い、情熱と苦悩に引き込まれ、それらが集約されたかのような、終盤のライブエイドのシーンは、脚色を越えて素晴らしいものでした。ベースのブライアン・メイがパンフレットに「これは伝記映画ではなく、純粋なアート」と書いているとおりであったなと思います。

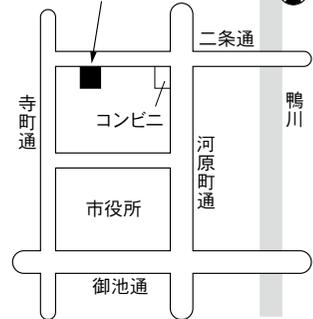
何よりフレディの人生とバンドの歩みがエンドロールに込められていて、終盤から泣きっぱなしでしたが、最後は嗚咽が止まりませんでした。

その後、実際のライブエイドの映像を家族で何度も見ています。我が子はフレディのキャラ弁を望むほど、子の心にふかーく刻まれたようです。

クイーンの曲の素晴らしさは多くの人が述べていて、今更私のような素人がどうこういうことではないのですが、ある意味において不協和音を奏でるのに、なぜか胸に留まる曲というか、その不思議な感覚こそが、時代を超えてクイーンが愛される理由なのかな、と我が子の様子をみて、ふと思いました。

事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂第二ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

さつきニュース第35号のお届けが遅くなってしまいました。今年は例年に比べ梅雨が長く、その後に猛烈に暑くなったため、時期を逸しました。楽しみにして下さった皆さまには、申し訳ありません。

本棚にある、学生時代に何度も読んだ村上春樹さんの文庫たちが目に入りました。新聞やネットニュースで、頭が痛くなるような情報に触れるとき、彼がエルサレム賞受賞時に行ったスピーチを、よく思い出します。「高くて硬い壁と、壁にぶつかって割れてしまう卵があるときには、私は常に卵の側に立つ」。このあとに、卵と壁の比喩が続くものです。卵の側に立ちたいと思いますが、出来ているのでしょうか。考え続けたいと思っています。



(事務局 菅)